

第43回いいやま菜の花まつり 出店に係る注意事項

1 出店期間、料金

- (1) 出店可能期間： 令和8年(2026年) 4月25日(土) から5月6日(水) まで
- (2) 出店可能時間： 午前9時 から 午後4時30分 まで
- (3) 料金： 1区画当たり(間口4m)

5月3日から5日まで	9,000円
上記以外の出店可能期間	無料

※5月3日から5日までの間は、毎日出店いただくことが条件となります。

2 搬入・搬出

- (1) 会場の交通規制は 午前8時30分 から 午後4時30分 までとなります。

搬入搬出はそれ以外の時間に行ってください。

- (2) 交通規制時間内に搬入搬出をする場合は、台車等で対応してください。

なお、午後4時30分以降も通路の混雑が続いている場合、車両の乗り入れは混雑が収まるまで禁止とさせていただきます。

- (3) 出店者の駐車場は別紙地図のとおりです。

- (4) 駐車券を1枚配布しますので、係員から見えやすい場所に必ず掲示してください。

2枚以上必要な場合は1枚につき500円で交付します。

- (5) 搬入搬出は必ず別紙地図のとおり一方通行としてください。

違反があった場合には出店をご遠慮いただく場合があります。

3 衛生面の注意と保健所の手続き

- (1) 保健所への許可申請は店舗毎に行い、出店日には出店許可証と併せてテントへ掲示してください。(食品を扱う際には、必ず保健所へ確認を行ってください。実行委員会から許可が出ていても、食品衛生法上の問題がある場合には出店の決定を取り消す場合があります。)

- (2) 保健所からの許可の写しを申込用紙に添付(複数ある場合には全て)するとともに、営業中は常に掲示してください。

- (3) 晴天時には初夏の陽気になりますので、衛生管理の徹底、食材の管理についても細心の注意を払ってください。

- (4) 万が一、体調不良の場合は、出店をご遠慮ください。

4 設備について

- (1) 火災予防条例（岳北広域行政組合）により、火気器具（裸火の他、電気を熱源とする機器を含む）や携帯発電機を使用する店舗は消火器の設置が義務付けとなります。期間中消防署による巡回も行われますが、条例に違反している場合は営業を中止させていただく場合もありますので、必ず店舗毎に準備してください。
- (2) 共用のコンセントを2カ所設置します（別紙地図参照）。共用ですので、保温保冷加熱機器など負荷の大きいものは使用しないでください。
なお、出店場所までの電源延長コードは店舗毎で用意してください。
- (3) 共用の水道設備（1層シンク予定）を2カ所設置します（別紙地図参照）。
- (4) テント、机、イス等の準備は各団体で行ってください。公園内には芝が張ってありますのでコンパネ等を使用する場合には芝生保護など配慮をお願いします。
- (5) 店舗用のゴミ箱は設置いたしません。発生したゴミは店舗毎に持ち帰っていただき、生ゴミなどが公園内に残らないようにしてください。

5 その他

- (1) 出店位置については、出店物等に配慮して決定しています。
- (2) 5月3日（日）午前8時から管理棟東側で全体打合せを行います。
- (3) 値段調整等も行いますので、代表者の出席をお願いします。
- (4) 出店に関する事故・トラブル等について当実行委員会では一切の責任を負いません。
- (5) 祭り期間中一般用のゴミについて1日1回ゴミの収集分別作業を行います。振分けを行いますので各店舗1回のご協力をお願いいたします。時間と場所等については「出店者連絡会」にてお知らせします。